

# 小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
- ② 一問一答方式

質問件名 困難な問題を抱える女性等への支援について

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

2022年5月に成立した、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下女性支援新法という)」が、今年4月に施行されました。これにより、DV被害や性暴力被害を含む困難な問題を抱える女性に対し、総合的な女性福祉の視点での施策展開が可能となりました。女性支援新法では、当事者の意思を尊重しながらエンパワーメントしていくことが目的とされています。市として、成立された法律、法に基づき策定された「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」をどう活かし、どのように女性支援を強化していくのか、以下質問します。

1. 女性ゆえの困難とその起因についての認識と、そのための女性支援新法の意義をどうとらえているか市の考えをお示ください。
2. 女性支援新法の成立にあたり、市長を始め、特に関係する各課とは、基本方針や理念をどのように共有していますか。
3. 小平アクティブプラン 21 は 2026 年度までの計画ですが、残りの計画に対して、女性支援新法をどのように入れ込んでいくか話し合われていることがあればお示ください。
4. 市における、女性支援の現状と課題についてお示ください。
5. 若年女性支援への取組についてお示ください。
6. 女性支援新法にある支援を適切かつ円滑に行うための支援調整会議についての計画があればお示ください。
7. 東京都の基本計画にもある民間団体及び他市との連携について計画をしていることがあればお示ください。
8. DV被害等における警察や児童相談所との連携についてお示ください。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

2024 年 11 月 18 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 柴尾ひろみ

受付番号【           】

|    |    |    |    |
|----|----|----|----|
| 27 | 26 | 25 | 24 |
|    |    |    |    |

-(        /        )